同　五十部　隆
同　近江　弘行
同　倉重　龍輔
同　高次　桃世
同　久田　淳一
同　増田　慧
大阪地方裁判所判事補に補する（各通）
同　池上　裕康
同　千葉　康一
京都地方裁判所判事補に補する（各通）
同　内藤　智子
神戸地方裁判所判事補に補する（各通）
同　岡野　慎也
奈良地方裁判所判事補に補する
同　寺田　幸平
大津地方裁判所判事補に補する
同　加藤　弾
和歌山地方裁判所判事補に補する
同　伊藤　彰子
同　久保　雅志
同　中畑　章生
名古屋地方裁判所判事補に補する（各通）
同　坂川波奈子
津地方裁判所判事補に補する
同　笹邉　綾子
岐阜地方裁判所判事補に補する
同　三嶋　朋典
金沢地方裁判所判事補に補する
同　簑川　雄一
富山地方裁判所判事補に補する
同　中嶋　邦人
広島地方裁判所判事補に補する
同　琴岡　佳美
岡山地方裁判所判事補に補する（各通）
同　西山　芳樹
鳥取地方裁判所判事補に補する
同　松岡　佑美
松江地方裁判所判事補に補する
同　小西　隆博
同　林　漢瑛
福岡地方裁判所判事補に補する（各通）
同　植村　一仁
同　木戸口由佳
同　佐藤　敬弘
同　田之脇崇洋
同　藤根　康平
同　村井　桃子
同　高嶋　諒
同　藤永　祐介
同　小野　啓介
同　田中　知佳
同　上野　薫
佐賀地方裁判所判事補に補する
同　湯川　亮
長崎地方裁判所判事補に補する
同　前川　悠
大分地方裁判所判事補に補する
同　賀来　哲哉
熊本地方裁判所判事補に補する（各通）
同　松原　平学
鹿児島地方裁判所判事補に補する
同　畑　政和
宮崎地方裁判所判事補に補する
同　吉賀　朝哉
仙台地方裁判所判事補に補する（各通）
同　白井　恵梨
福島地方裁判所判事補に補する
同　前澤　利明
山形地方裁判所判事補に補する
同　須藤　隆太
青森地方裁判所判事補に補する
同　館　英子
同　大塚　穂波
同　館　洋一郎
札幌地方裁判所判事補に補する（各通）
同　曽我　学
函館地方裁判所判事補に補する
同　小谷　岳央
旭川地方裁判所判事補に補する
同　岸田　二郎
高松地方裁判所判事補に補する
同　鹿田あゆみ
徳島地方裁判所判事補に補する
同　佃　良平
高知地方裁判所判事補に補する
同　丸山　聡司
松山地方裁判所判事補に補する（以上一月十六日）
東京高等検察庁検事　白濱　清貴
司法研修所教官に充てるとを解く
同　畑野　隆二
司法研修所教官に充てる（以上一月十八日）

○官吏死亡

判事兼簡易裁判所判事土谷裕子は一月十四日死亡

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、鳥取労働局の関係労働者を代表する者磯江智昭の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年1月26日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、鳥取労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成22年2月10日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　鳥取労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成二十二年度自動車整備士技能検定試験について

平成二十二年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年一月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

1　平成二十二年度技能検定

一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）の種類　二級自動車シャシ整備士

二　学科試験及び実技試験の施行期日

イ　学科試験　平成二十二年八月四日（水）

ロ　実技試験　平成二十二年九月十二日（日）

三　技能検定の申請の受付期間　平成二十二年五月六日（木）から平成二十二年五月十四日（金）まで

2　申請書の提出場所等

一　申請書の提出場所

申請書は、最寄りの神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。

二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等

イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

ロ　実技試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験についてそれぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。

3　その他

学科試験及び実技試験の全部が免除される者についての技能検定の申請受付は、1に掲げる技能検定の申請の受付期間以外にも実施する。

なお、申請の方法その他技能検定に関する問い合わせについては、最寄りの地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所あて行うこと。